

## I. 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）監査テーマ

森林・林業施策に係る財務事務の執行について

#### （2）監査対象

「群馬県森林・林業基本計画」（平成 23 年 1 月及び令和 3 年 3 月）に掲げる事業及び森林・林業施策関係事業その他を対象とする。

#### （3）監査の対象期間

原則として、令和 2 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

### 3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県は、県土面積のおおよそ 3 分の 2 が森林である。

林野庁が公表する平成 29 年 3 月現在の都道府県別森林率のデータによれば、群馬県の森林面積は 423,141ha あり、県土面積 636,228ha に対して森林率 67% を占めている。これは関東地方においては、森林面積、森林率ともに最上位であり「関東一の森林県」であることを示している。

この広大な森林に関する施策の総合的な推進を図るために、県では、平成 23 年度に「群馬県森林・林業基本計画」を策定し、充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業の再生を図り「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指し、「森林・林業の再生」と「森林環境の保全」の 2 つの基本方針のもと様々な施策に取り組んできた。

そして現在は、新たな「群馬県森林・林業基本計画 2021-2030」を令和 3 年 3 月に策定し、治山、林道事業から林業・木材産業の振興にシフトする方向性を示している。メインテーマに「林業・木材産業の自立」を掲げ、「林業の競争力強化」と「森林の新たな価値の創出」そして「森林の強靭化」の 3 つの基本方針のもと、「大胆な構造改革により産業としての自立を実現」し「高コスト体質からの脱却と収益性の向上」を目指すとしている。

群馬県では平成26年度より「ぐんま緑の県民税」を導入し、水源地域等の森林整備や森林ボランティア活動・森林環境教育の推進、そして市町村提案型事業による里山・平地林の整備等を実施してきた。また、令和元年度より国から都道府県や市町村へ譲与されている「森林環境譲与税」の財源である「森林環境税」が令和6年度より課税されることになり、税金のさらなる負担が増加することから、森林・林業に対する行政のかかわり方が県民の関心事となることが予想される。

県の森林面積の42%を占める人工林については、戦後や高度経済成長期に植栽した森林が50年以上経過して木材としての利用価値をもつ時期になってきており、林業の成長産業への転換が期待されるが、一方、少子高齢化などにより他の産業と同様に林業も担い手不足が顕著であることから担い手の育成や、流通経路の整備そして販路の開拓などについて行政による支援が必要と考える。

また、こうした森林を放置しておくことは、大雨や台風の際に土砂崩れや洪水などの自然災害を引き起こし深刻な状況を招く可能性があり、県民生活とも密接につながりがあることから、県による施策がより重要な役割を担うと考える。

そこで、本監査においては、今後、森林・林業の大胆な構造改革を行っていくうえで本県の森林・林業についての施策を検証することは有意義であると判断し、「森林・林業施策に係る財務事務の執行について」を監査テーマとした。

監査では、県の厳しい財政下で現在実施している事業について、公共事業のあり方、特に国庫補助の要件を満たさない県単独事業についてその必要性を精査し、また各事業がデジタル技術の活用等により効率化を進め、人口減少社会においても持続可能な内容になっているかを検証する。そして、それぞれの事業が、当初計画した通りに進捗し目標達成しているか、達成していないとすればその原因を分析し新たな計画の見直しに生かされているか等を検証する。

#### 4. 主な監査手続

- (1) 森林・林業施策所管部署からの概況聴取
- (2) 関係部署から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

#### 5. 監査の実施期間

令和3年8月1日から令和4年3月7日まで

## **6. 包括外部監査人及び補助者**

### **(1) 包括外部監査人**

公認会計士 廣瀬 信二

### **(2) 補助者**

公認会計士 児島 宏和

公認会計士 田中（北原）陽子

公認会計士 塚原 睿成

公認会計士 中村 健一

公認会計士 南雲 拓也

弁護士 村越 芳美

## **7. 利害関係**

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

## **8. その他**

(1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。  
「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書中の表の入札金額については、いずれも税抜金額である。
- (5) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。